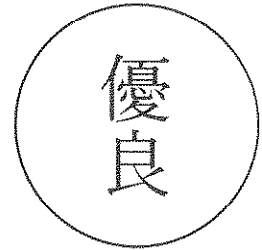


産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 新潟県新潟市北区島見町3399番地37

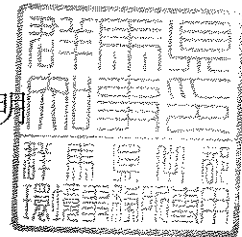
氏 名 株式会社大橋商会

代表取締役 大橋崇



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する

群馬県知事 大澤 正明



許可の年 月 日 平成 27年 11月 28日

許可の有効期限 平成 34年 11月 27日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬

(2) 産業廃棄物の種類（積替え 保管を除く）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類〔石綿含有産業廃棄物を含む〕、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず〔石綿含有産業廃棄物を含む〕、⑭鉋さい、⑮がれき類〔石綿含有産業廃棄物を含む〕、⑯ばいじん（以上16種類）

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 17年 11月 28日 新規許可

平成 22年 11月 28日 更新許可

平成 27年 11月 28日 更新許可

4 積替え許可の有無 有・ 無

5 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

